

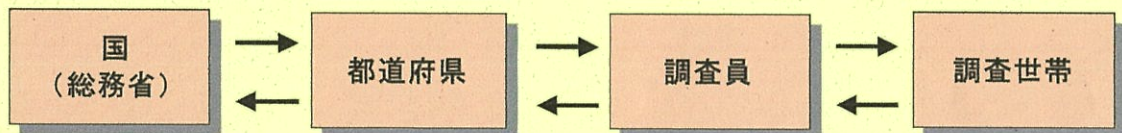
調査の概要

【家計調査とは】

- 家計調査は「統計法（平成 19 年法律第 53 号）」に規定される「基幹統計調査」として、国（総務省統計局）が実施するものです。調査員などの調査に従事する職員は、この法律に基づく調査活動をしています。
- この調査は、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする統計調査です。
- 調査の結果は、毎月公表され、景気判断・経済分析や各種年金制度の検討、医療費の算定、消費者物価指数の作成などの基礎資料として、国、都道府県・市町村をはじめ、民間企業や大学の研究機関などでも幅広く活用されています。
- 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

【調査の流れ】

- 調査は、都道府県及び調査員を通じて、世帯の方へ調査を依頼しています。



【調査世帯の選定方法】

- 調査世帯の選定に当たっては、集めた家計収支の結果が全国の縮図となるよう、調査市町村⇒調査地域⇒調査世帯の順に統計的な抽出方法によってそれぞれ無作為に選定しています。

【調査地域に選ばれたら】

- 調査実施に先立ち、調査員が市町村内における調査対象となる地域を確認します。
- 世帯の方には調査地域となったことをお知らせするリーフレットが配布されます。
- 地域内の最新の世帯名簿を作成するため、調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。その際、世帯主のご氏名など、必要な事項を報告して頂きます。
- その後、名簿から選定した世帯の方には、調査票の記入のお願いのために調査員が再度伺わせて頂きます（調査対象となった世帯には、統計法に基づく報告の義務があります。）。
- 調査世帯の方には原則、二人以上の世帯の方は6か月間、単身世帯の方は3か月間、調査票にご記入頂きます。調査票は、半月ごとに回収されます（その後、調査世帯を交替し、1つの調査地域で原則として1年間の調査を実施します。）。